

2009年12月1日

障害者福祉施策に関する意見

特定非営利活動法人

全国地域生活支援ネットワーク

代表理事 田中 正博

はじめに

保護収容することを社会的責務と位置づけ、障害のある人の暮らしを施設に依存してきたこれまでの障害者施策の歴史にあって、「障害者自立支援法」は障害のある人の地域での暮らしを前提に必要な施策を推し進め、必要な支援を受けながら地域で自立（自律）できる社会の実現を理念として謳っています。障害があってもなくても地域で人として尊重される社会の構築を目標に設立された当法人は「ユニバーサルな支援による、ともに生きる地域社会づくり」というキャッチフレーズのもと、障害のある人の地域生活支援のさらなる推進を目指して、下記のとおり意見を述べます。

1. 利用者負担に対する考え方

批判の多い福祉サービス利用における利用者負担については、障害当事者にとって支払可能な範囲で負担していただくことが必要と考えます。福祉サービスの無料化は、福祉サービスのコスト感覚を無くしかねないという危惧とともに、サービス対価という評価にさらされないことでサービスの質の低下を招きかねないという二つの懸念があります。コスト感覚がない制度では、持続可能な制度として維持することは難しいと考えます。

2. 日払い方式の堅持

事業者から批判の多い日払い制度ですが、利用者にとって選択性があり、暮らしの多様性に応じて必要なサービスを選択できる日払い方式は必要であると考えます。また、ケアホーム等の少数定員事業所においては、報酬単価を手厚くする等の方策で地域のサービス資源が維持できる対応をしていただきたいと考えます。

3. 相談支援事業の充実と自立支援協議会の法制化

相談支援事業ならびに自立支援協議会の法律上の規定が必要です。旧政権においては、平成15年以降、相談支援事業が一般財源化され、市町村行政に委ねられた結果、全国で大きな地域間格差を生み出してきました。地域で暮らす障害のある人のニーズを顕在化し、必要なサービス体制を整えるという地域福祉の根幹をなす仕組みに格差があるということは障害のある人の人権に関わる問題だと考えます。明確に法律に位置付け給付する仕組みとする必要があります。

地域自立支援協議会は、全国の自治体で8割以上が設置するなど、障害者自立支援法が目指した地域支援の推進について高く評価できる一方で、財源が担保されない不安定さの中で委託事業者への委託費が100倍もの格差を生んでいる現状について、危惧するものです。新政権においては、地域自立支援協議において社会資源を開発する等の財源を、国の応分の負担を担保していただくことが必要です。

4. 地域での安定した暮らしを支援するために

(1) グループホーム・ケアホーム利用者への家賃補助制度の実現を

障害者の地域生活移行・地域生活支援を進めるために、ケアホーム等における家賃助成制度の創設が必要です。廃案となった障害者自立支援法改正法案にも盛り込まれ、多くの人たちが期待をしている、入所施設の補足給付費相当の25,000円程度の家賃補助制度を早期に実現していただくことが必要です。

(2) 地域生活のバックアップ拠点の整備を

グループホーム、ケアホーム、アパートでの一人暮らしで課題となる、急な体調不良やパニックへの対応、夜間・休日の緊急支援や危機介入、世話人の急用・急病時の代替えスタッフの派遣など、当事者はもとより、周辺住民からの通報にも対応できるバックアップ体制を整えることが必要です。さらに、障害の重い人が、施設・病院から地域への移行を進めたり、自宅から自立（自律）した暮らしへ移行するためにトレーニングが行えることも必要です。これらの機能を兼ね備えた拠点的なケアホームを整備し、入所施設に頼らない支援体制を確立することが求められています。

(3) 専門性の高い行動援護サービスの普及を

発達障害、行動障害など障害の重い人たちが地域で暮らし続けるために新しい概念として提案し、障害者自立支援法の下、確立された「行動援護」サービスの継続と普及、充実強化が必要です。障害特性を理解し、彼らの行動特性に配慮した支援計画の立案と高い援助技術によって支援を展開するための人材養成と研修の充実強化が必要です。

5. 成年後見制度利用に要する費用の個別給付化について

障害者虐待防止法の制定ならびに障害者権利条約の批准について

視覚・聴覚障害の方々へのコミュニケーション支援や移動支援は人として当然の権利保障です。同様に、判断能力に制限のある知的障害や精神に障害のある人への成年後見制度による援助は権利擁護の視点から当然の権利保障と考えます。成年後見制度利用に要する費用の個別給付による制度の創出が必要です。

あわせて、知的障害がある人や精神に障害のある人に対する無自覚な権利侵害や虐待を防止する法制度の整備が急がれます。子ども、高齢者の分野では、既に虐待防止法が制定されていますが、未だに障害者虐待防止法が制定されていません。障害者権利条約の批准とあわせて一刻も早い制定が必要です。